

議案 第 5 号

平成30年度 木古内町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度木古内町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	2,255 件
(2) 年 間 総 配 水 量	511,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	1,400 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
・ 木古内町水道事業変更認可基礎資料作成業務 委託事業	7,452 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	水 道 事 業 収 益	152,533 千円
第 1 項	営 業 収 益	120,124 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	32,409 千円

支 出

第 1 款	水 道 事 業 費 用	154,457 千円
第 1 項	営 業 費 用	135,820 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	18,437 千円
第 3 項	特 別 損 失	100 千円
第 4 項	予 備 費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 62,689千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	0 千円
第 1 項	企 業 債	0 千円
第 2 項	工 事 負 担 金	0 千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	62,689 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	20,738 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	41,901 千円
第 3 項	予 備 費	50 千円

(水道 1)

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 33,836千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、9,419千円と定める。

(重要な資産の取得)

第8条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
(1) メーター	遠隔メーター	378個

平成30年 3月 6日提出

北海道上磯郡木古内町長 大森伊佐緒

平成30年度 木古内町水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

(収入)

(単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 水道事業収益			152,533	
	1. 営業収益		120,124	
		1. 給 水 収 益	119,563	
		2. その他の営業収益	561	
	2. 営業外収益		32,409	
		1. 受取利息及び配当金	4	
		2. 他 会 計 負 担 金	17,145	
		3. 長期前受金戻入	15,259	
		4. 雑 収 益	1	
収 入	合 計		152,533	

(支出)

(単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 水道事業費用			154,457	
	1. 営業費用		135,820	
		1. 原水及び浄水費	37,136	
		2. 配水及び給水費	15,826	
		3. 総 係 費	27,507	
		4. 減価償却費	54,548	
		5. 資産減耗費	798	
		6. その他営業費用	5	
	2. 営業外費用		18,437	
		1. 支 払 利 息	10,994	
		2. 長期前払消費税勘定償却	1,098	
		3. 雑 支 出	5	
		4. 消 費 税	6,340	
	3. 特別損失		100	
		1. 過年度損益修正損	100	
	4. 予 備 費		100	
		1. 予 備 費	100	
支 出	合 計		154,457	

資本的収入及び支出

(収入) (単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的収入			0	
	1. 企業債		0	
		1. 企業債	0	
	2. 工事負担金		0	
		1. 工事負担金	0	
収 入	合 計		0	

(支出) (単位:千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的支出			62,689	
	1. 建設改良費		20,738	
		1. 営業設備費	13,286	
		2. 施設改良費	7,452	
	2. 企業債償還金		41,901	
		1. 企業債償還金	41,901	
	3. 予備費		50	
		1. 予備費	50	
支 出	合 計		62,689	